

社会福祉法人沖の洲福祉会の役員報酬について

当法人の役員報酬は、令和 8 年 7 月 2 日施行の定款で次のとおり定めており、役員報酬は支給していない。

第 2 章 評議員

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して報酬は支給しない。

- 2 評議員に対して費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 役員及び職員

(役員の報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。